

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	佐藤 秀成
主論文題名：				
鎌倉幕府文書行政論				
(内容の要旨)				
<p>竹内理三氏編『鎌倉遺文』の刊行により鎌倉時代の研究が格段に進んだことは自明の事である。本論考はその学恩に浴し、鎌倉幕府発給文書および関連文書を通覧することで、鎌倉幕府の行政機関としての諸相を明らかにすることを目的とした。</p>				
<p>文書を通覧するにあたっては、まず古文書学の視点が必要となる。近代日本古文書学は、久米邦武氏や黒板勝美氏に始まると言われ、その後伊木寿一氏や中村直勝氏、相田二郎氏らの研究を経て、佐藤進一氏によって体系化された感があるが、その後も、多くの研究者によって佐藤氏の研究を再検討する論考が発表されており、本論考もその一つたらしとするものである。鎌倉幕府発給文書および関連文書を通覧し、考察するに際しては、様式や機能、発給主体や受給者等の様々な視点から検討することが必要となる。この後、各章における考察の基礎となっているのは先学、殊に佐藤進一氏の研究であることは言うまでもないが、そこにその後の多くの研究者の論考を加え、文書様式や機能等の視点から今一度の再検討を行うことで、鎌倉幕府の文書行政の諸相がより一層明らかになるものと考えられる。この古文書学的視点からの近年の研究のうち、殊に注目すべきものとして黒川高明氏の研究があげられる。黒川氏の研究は文書そのものの疑偽を追究した研究であり、文言や花押に加え、書体や筆跡、料紙なども真偽追求の要素とされた。</p>				
<p>さて、鎌倉幕府の文書行政を検討するうえでは、政治史・法制史等の視点からの考察も必要となる。鎌倉幕府に関わる研究としても多くの論考、著書が発表されており、本論考と関連する具体については各章において個々に触れることとなるが、この二十年前後の主要論著を確認しておきたい。まず鎌倉幕府成立を扱ったものとして、川合康氏の『鎌倉幕府成立史の研究』がある。細川重男氏は『鎌倉政権得宗専制論』において、文字通り得宗専制を論じられ、六波羅探題を扱ったものとして、森幸夫氏の『六波羅探題の研究』、木村英一氏の『鎌倉時代公武関係と六波羅探題』や、著書としてまとまっていないが、熊谷隆之氏の一連の研究がある。北条氏のうち金沢氏に特化して、永井晋氏が『金沢北条氏の研究』を著され、御家人制を論じられたものとして、七海雅人氏の『鎌倉幕府御家人制の展開』、高橋典幸氏の『鎌倉幕府軍制と御家人制』、清水亮氏の『鎌倉幕府御家人制の政治史的研究』がある。荘園制の視点か</p>				

らは、高橋一樹氏の『中世荘園制と鎌倉幕府』があり、都市論からは高橋慎一郎氏の『中世の都市と武士』、秋山哲雄氏の『北条氏権力と都市鎌倉』がある。法制史の視点からは、古澤直人氏の『鎌倉幕府と中世国家』、上杉和彦氏の『日本中世法体系成立史論』、佐藤雄基氏の『日本中世初期の文書と訴訟』がある。さらに、裁許や安堵、公家政権や公武関係、領主制など多くの視点から鎌倉時代を論じられた近藤成一氏の『鎌倉時代政治構造の研究』がある。

ここに示した先学の研究ではいずれも、それぞれの研究課題の解決をめざし、文書が活用されている。しかし、文書そのものを古文書学的視点から再検討し、政治史・法制史等の解明に発展させたものは部分的な論考に過ぎず、ましてや鎌倉幕府の全体像に迫ろうとする研究には至っていない。つまり、鎌倉幕府発給文書および関連文書を正面から取り上げ、鎌倉幕府像に迫ろうとした研究はないのである。そこで本論考は、鎌倉幕府発給文書および関連文書を通覧し、古文書学の視点に政治史、法制史等の視点を加え、文書を通して行われた鎌倉幕府による文書行政の諸相を検討し、鎌倉幕府像の再構築を試みるものである。

源頼朝が内乱の中で本領安堵・新恩給与の下文を発給して以降、多くの文書によってその勢力範囲の統治に関する指示が行われてきた。鎌倉幕府が統治機関として領域内を統治するにあたり発給した文書には、公家社会の官宣旨・下文の系列を引き継ぐ將軍家下文と綸旨・院宣・御教書の系列を引き継ぐ関東御教書があり、ほどなく関東下知状が開発されている。鎌倉幕府は軍事政権とはいえ、常に軍事力を用いて事をなしていたのではなく、文書によって領域内統治を行っていた。つまりそこに文書による行政が誕生し、発展していくことになる。本論考はその点に視点を置いて、文書行政とその背景の幕府政治について検討を加える。鎌倉幕府を研究するにあたっては、文書を原点とした実証的な姿勢が必要であり、幕府像は文書を通して自ずと浮かび上がってくると考えられる。ここに本論考で文書行政の視点を強調した所以がある。

鎌倉幕府発給文書としては、下文・下知状・御教書様式の文書が大部分を占め、これらをもって幕府は統治文書としていた。佐藤進一氏によってそれぞれの様式・機能については整理されているが、『鎌倉遺文』からそれぞれの文書を通覧すると、佐藤氏の整理との間に齟齬が見られる。佐藤氏はその論著『古文書学入門』を改訂する際に補注欄を設けて説明を加えられているが、本文を書き改めるまでには至っていない。また、この補注も「必要な限りの小改訂」とどめられ、各章で参考とした論文への言及は当然の如くほとんどなされていない。さらに佐藤氏自身が旧版出版後に著された論文「中世史料論」の御教書に関する記述と論著の御教書に関する記述との間には矛盾も見られる。こうした齟齬を検討することで、鎌倉幕府の行政機構としての再評価を成し得ると考える。

第一部では関東から発給された下文・下知状・御教書を通覧した。

ここでは佐藤進一氏の『古文書学入門』に整理された下文・下知状・御教書のあり方が基礎となる。「下文と下知状は永続的効力をもつものに対して、御教書は限時的効力をもつにすぎない」。下知状の発生に伴って、下文は「承久乱以後はもっぱら知行充行と譲与安堵の二項に限られ」、嘉元元年（一三〇三）に外題安堵の規定ができて以後は、「下文は知行充行だけに限られた」。その間、下知状は下文とともに譲与安堵にも用いられているが、「嫡子は下文をもらい、それ以外の者は下知状をもらったと推定される」など、下文・下知状・御教書についての定義付けが行われている。その後、近藤成一氏、湯山賢一氏、杉橋隆夫氏、菊池伸一氏、青山幹哉氏らの諸論考が下文・下知状と執権政治を関連付けて論じられている。第一部ではこれらの先行研究を再検討し、下文・下知状の鎌倉幕府における文書行政上の位置付けを行い、あわせて、あまり論じられることのなかった御教書についても考察することとした。

まず第一章では関東から発給された下文を考察の対象とした。

鎌倉幕府発給による公文書のうち、永続的効力を有する文書の一つである下文の宛所に関し、佐藤進一氏の説に近藤成一氏が訂正を加えられた。「在地住人宛所型」から「宛所空白型」を経て「受給者宛所型」へと変化していくとされた佐藤氏の説を、近藤氏は文書の網羅的検討から、「在地住人宛所型」から「受給者宛所型」を経て「宛所空白型」へと変化していくとされたのである。そしてこの変化のうち、「在地住人宛所型」から「受給者宛所型」への転換の背景には「職の観念の変化」があるとされたのである。本章ではこの近藤氏の説を再検討した。在地住人宛所型と受給者宛所型の特徴の再検討から、なぜ型が変化したのか。型の変化の背景にあるとされた「職の観念の変化」という漠然とした結論ではなく、具体的な背景を考察した。その結果、「受給者宛所型下文」の登場の起源は、頼経の将軍就任以前に一通の下知状で行われていた数カ国に及ぶ譲与安堵を、頼経の将軍就任後も一通の下文で行うために所領領有権者をまず文書上に示すためであった。あわせて、一か所の所領を対象とした下文は従前通りの「在地住人宛所型下文」が用いられていたことも確認した。このことから、「受給者宛所型下文」の登場は、「職の観念の変化」と捉えるよりも、御家人側からの譲与安堵要請に対する執権側の現実的対応と理解すべきであり、文書行政の変化と捉えるべきとした。そしてこの時期を政治的視点から俯瞰すると、将軍不在期に用いられていた下知状にかわり、権限を限定したとはいえ、頼経の将軍就任に伴い下文を復活させねばならなかった執権の、将軍権力を完全には凌駕できなかった状況が見出されるのである。

第二章は関東から発給された下知状を考察の対象とした。

鎌倉時代前期には、文書冒頭部を「下」とし、書止文言を「下知如件」とする文書が残存する。この文書を冒頭の「下」に注目して下文とするのか、書止文言の「下知如件」から下知状とするのか、説が分かれている。下文説をとるのは五味文彦氏・湯山賢一氏・杉橋隆夫氏・菊池伸一氏・青山幹哉氏であり、一方の下知状説をとるのは相田二郎氏・佐藤進

一氏・瀬野精一郎氏・折田悦郎氏・仁平義孝氏である。これらの諸説はいずれも文書様式に重点を置いて論じられたものである。そこで本章では、この下文と下知状の要素を併せ持つ文書とその機能から分析して、下文とするのか下知状とすべきなのかを検討し、あわせてこの文書が使用された政治的背景を執権制の進展と関連付けて考察した。その結果、鎌倉時代前期にみられる、文書冒頭部を「下」とし、書止文言を「下知如件」とする文書は、その機能を分析することによって、下知状として捉えるべき文書であることを指摘し得た。さらに、この文書は、将軍家袖判下文が意識されたことによって、下文的要素が下知状に付加されたと考えられ、時政期・泰時期・経時期というこの様式の文書の発給時期の政治的背景と、義時期の政治情勢との比較から、執権による将軍権力の凌駕が意図された文書であったと結論付けた。

第三章では今一度、関東から発給された下知状を考察の対象とした。

鎌倉時代前期、下知状は下文の代用文書でしかなかった。しかし、嘉禄元年（一二二五）末の四代将軍頼経の元服後に消滅するはずであった下知状は、その後も使用され続けたのである。佐藤進一氏は、下文の用途は「承久乱以後はもっぱら知行充行と譲与安堵の二項に限られ」とされ、近藤成一氏はこれをうけて「所職の給与・譲与の安堵に下知状を用いる事を否定するものではない」とされている。下知状は、本来下文によって通達される譲与安堵と知行充行も含め、様々な安堵・充行に用いられていたのである。そこで本章では、安堵・充行に用いられている下知状を用途ごとに細分し、再検討することを通して、幕府政治史上に位置付けるとともに、文書行政上のあり方を考察した。嘉禄元年（一二二五）末以降の下知状は下文の用途を知行充行と譲与安堵に限定したうえ、その知行充行と譲与安堵にも用いられ続けていた。安堵としては、譲与安堵、未処分地配分、買得安堵、紛失安堵など様々な安堵に用いられ、また充行においても代替地充行のほか所領充行・所職補任に用いられていた。このうち買得安堵と紛失安堵の手続きにおいて、訴訟裁許の際と同様の手続きがとられており、その他の安堵も含めて、安堵の理非判断は裁許に通じるものがあると考えられる。また、佐藤進一氏以来、下知状の盛行と執権制の発展は関連するものと考えられ、嘉禄元年（一二二五）末以後の下知状の使用継続は、鎌倉幕府の文書体系が下文中心から下知状中心へと推移したことの現われ、執権制の発展を示すものと考えられていた。しかしこの下知状も『沙汰未練書』の定義より、用途が裁許状へと限定される方向性があり、次章を先取りして、文書体系がやがて下知状中心から御教書中心へと向かう文書行政の移行を結論とした。

第四章は関東から発給された御教書を考察の対象とした。

佐藤進一氏が「御教書は幕府の意思を伝えるための文書であって、下文・下知状が権利の付与もしくは認定を目的とするのと全く違った機能を持つ」とされ、田中稔氏がこの考え方に賛同されてよりこの方、御教書は「限時的効力を持つにすぎない」文書とするのが定説となっている。しかし、関東御教書の中には下文・下知状で扱われるような永続的効力が期待

される文書が多数残存している。そこで本章では、それら永続的効力が期待される御教書を用途面から整理し、下文・下知状と比較・検討することを通して、御教書が「限時的効力を持つにすぎない文書」から「永続的効力が期待される文書」へと変化していく、文書行政上の発展を考察した。関東御教書の中には將軍家下文・関東下知状で扱われるような永続的効力が期待される文書があり、それは將軍家下文・関東下知状の用途が次第に限定化、固定化されていく中で、將軍家下文・関東下知状で対応しきれなくなった事項を関東御教書で伝達したためであった。幕府権力がおよぶ範囲の拡大に伴う、幕府行政の拡大への対応の必要性から、関東御教書が柔軟な文書として、臨機応変に活用された結果、用途が拡大したのである。又、泰時期から既に、永続的効力が期待される法令の伝達が関東御教書で行われており、このことと考え合わせることで、將軍家下文・関東下知状と関東御教書の差異は時間的効力で捉えるのではなく、あくまで用途で捉えるべきであり、文書行政の変化が関東御教書の用途を拡大したのであった。

鎌倉幕府は地方統治のため、各国に守護を設置し、奥州合戦後に奥州惣奉行を、承久の乱後には京都に六波羅探題を、蒙古襲来に際しては九州に鎮西探題を設置した。幕府は各統治機関に様々な権限を付与し、又指示を与えており、それに従って各統治機関からは管轄圏内へ文書が発給されている。そこで第二部では、六波羅探題、鎮西探題、守護のうち「長門探題」とも言われる防長守護、及び奥州惣奉行の関連文書を通覧して、鎌倉幕府による地方統治体制、文書行政を考察した。鎌倉幕府による地方統治システムを総体として捉えることは難しく、幕府の地方統治機関に関わる諸相を各地方統治機関ごとに発給文書・受給文書を通して考察していくことになる。先学の研究においても、佐藤進一氏の『鎌倉幕府守護制度の研究』や伊藤邦彦氏の『鎌倉幕府守護の基礎的研究』が各国守護を検討されているが、各国守護を結びつけた地方統治システムの総体の解明に至っているとは言い難い。同様に六波羅探題や鎮西探題の研究においても、研究の主眼はそれぞれの機関であり、各機関の相互関係が部分的に論じられることがあっても、地方統治システムを総体として捉えるまでには及んでいない。各統治機関を有機的に結び付け、総体として捉えることは鎌倉幕府による地方統治システムのさらなる解明に求められることである。そこで、本論考では先学の研究を踏まえ、地方統治機関を総体として捉える視点を意識しながら、六波羅探題、鎮西探題、防長守護、奥州惣奉行についての考察を進めるとともに、各機関の相互関係もあわせて考察こととした。

第一章は六波羅探題発給文書を考察の対象とした。

鎌倉幕府の西国統治機関として、承久の乱後、六波羅探題が設置され、蒙古襲来にともなう鎮西探題の設置までの間、尾張・三河以西を管轄圏とした。その六波羅探題の発給文書の中に宛所を「守護代」とするものがある。そこで本章では、この「守護代」宛文書を糸口とし、六波羅探

題発給文書の名宛人を通覧することで、六波羅探題管国内における文書伝達経路を確認した。あわせて、そこから浮かび上がる六波羅探題と西国守護との文書行政上の関係を考察し、幕府内における六波羅探題の立ち位置を定義した。守護代をめぐっては外岡慎一郎氏・高橋慎一朗氏の論考があるが、いずれも両使制における守護代の役割を論じられており、文書伝達経路、ひいては守護正員との関係を論じられたものではない。ここでは、使節としてではなく、文書伝達経路における守護代の役割から考察することにした。その結果、六波羅探題では設置直後より、文書の伝達経路として「(関東→)六波羅探題→守護代ルート」と「(関東→)六波羅探題→守護正員ルート」が存在し、この両者の間に内容面における差異は存在せず、文書が発給された当時の守護正員の所在地、ひいては政治的立場によって、文書伝達経路が確立されていた。本来あるべき「六波羅探題→守護正員ルート」の補助的経路として「守護代ルート」が開かれていたのである。関東の意思は各国守護正員に宛て発せられ、そのうち西国に関するものは六波羅探題を経て、西国守護正員に施行された。ただし、西国守護正員に任じられているものでも、六波羅探題の手を経ずにその内容を知り得るもの、執権や評定衆、有力御家人として鎌倉にいる場合や、六波羅探題本人が守護職を兼任している場合は、文書伝達の対象を現実に管国統治を行っている守護代としていた。一方、守護正員宛文書は、守護正員が任国に下向している場合、守護正員が在京している場合、守護代が訴訟における論人となっている場合と整理された。これらのことより、六波羅探題は幕府による全国統治のための西国統括機関であったが、文書伝達経路上には「中継点」的性格も示され、守護代宛文書は六波羅探題の関東に対し忠実な中間統括機関としての性格を示していたと結論付けた。

第二章は鎮西探題関連文書を考察の対象とした。

鎮西探題に関する先行研究は、石井良助氏・佐藤進一氏・相田二郎氏・川添昭二氏・瀬野精一郎氏・友成和弘氏・村井章介氏ら、その成立時期や訴訟機関に関わるものがほとんどであった。そこで本章では、訴訟機関以外の側面を発給文書・受給文書から検討した。発給文書には寺社への統治関連文書や所領の安堵及び配分権限を示す文書などがあり、受給文書としては関東からの命令をうけた文書などが残存している。これらの文書を通して鎮西探題の有する全鎮西におよぶ諸権限を明らかにすると同時に、鎌倉幕府における鎮西探題の立ち位置を考察した。鎮西探題は、従来の研究対象であった軍事指揮権・訴訟裁断権に、本論考において発給文書から確認した寺社への祈祷命令、寺社造営、所領安堵・配分、関東や六波羅探題からの様々な命令の施行などを加えることによって、全鎮西におよぶ最高統治権者たるものであったと言い得た。しかし、その一方で、関東からの命令を施行した文書の存在は、鎮西探題も六波羅探題同様、関東からの命令に忠実な中間統括機関としての一面を有していたことを示しており、その一面は鎌倉幕府滅亡まで脱することのできない面として鎮西探題を縛るものであった。

第三章は防長守護関連文書を考察の対象とした。

建治二年（一二七六）に北条宗頼が長門・周防兼帯で守護に任じられて以降、防長守護は異国警固の重要任務を負って、他国の守護とは一線を画したものと考えられ、「周防・長門探題」と記されたものもある。この「長門探題」という考え方は佐藤進一氏以来定説化しつつあるが、秋山哲雄氏や児玉真一氏はあくまで守護として捉えるべきとの論考を發表されている。そこで本章では、防長守護の発給文書・受給文書をいま一度通覧し、防長守護が六波羅探題や鎮西探題のような守護の上に立つ広域統括機関、あるいは最終裁断権をもつ訴訟機関としての機能を有するものかどうかを検討し、防長守護が「探題」たりうるものかどうかを考察した。その結果、発給文書・受給文書のいずれからも防長守護が六波羅探題や鎮西探題と並び得る「探題」と捉えることはできなかつた。発給文書の名宛人のうち、その管轄内の御家人を「守護」と位置付けることはできず、また軍事関係の関連文書からも他の守護を指揮下に置く上級権力者とすることもできなかつた。さらに六波羅探題からの受給文書の存在は、六波羅探題から鎮西探題に宛てた文書が基本的には存在しないことから、防長守護が「探題」ではなく、守護であることを明示するものでもあり、「長門探題」は俗称の域を出るものではなく、あくまで防長「守護」であつた。

第四章は奥州惣奉行関連文書を考察の対象とした。

文治五年（一一八九）の奥州合戦によって奥州藤原氏を滅ぼすと、源頼朝は葛西清重に「陸奥国御家人事」を奉行するよう命じ、翌年の大河兼任の乱後には伊沢家景を陸奥国留守職に任じた。両者は奥州惣奉行と呼称され、陸奥国統治はその子孫に継承されたかのように考えられているが、奥州惣奉行は臨時の職制であるとしたり、後に形骸化したとする説もある。奥州惣奉行が幕府滅亡まで存続したとされるのは入間田宣夫氏・大石直正氏・七海雅人氏・三好俊文氏らであり、臨時的なもので形骸化したとされるのは高橋富雄氏・佐々木慶市氏・佐々木光雄氏・大山喬平氏・今野慶信氏・渡辺哲也氏らである。また、大江広元・北条義時などの陸奥守就任と陸奥国統治の関係や、陸奥国内における北条氏所領の増加の国内統治全般に及ぼす影響なども論じられている。そこで本章では、僅かに残存する関連文書と『吾妻鏡』の関連記事を通覧し、先行研究を再検討することによって鎌倉幕府による陸奥国統治の実態を考察した。奥州合戦後、『吾妻鏡』に葛西清重・伊沢家景の両名を「奥州惣奉行」と記した記事が見られる。しかし、奥州統治の実態を関連史料から検討していくと、葛西清重は頼朝周辺、鎌倉での活動徴証しか見られず、清重以降の葛西氏は平泉周辺の私領の代官支配は想定されるが、奥州全域にわたる統治に関わつていたとは言い得ない。一方の家景以降の伊沢氏（留守氏）は陸奥国留守職を世襲し、陸奥国にあって現地の統治にあつていたことが明らかである。このことから奥州惣奉行は臨時的なものとして後に形骸化したと考えられた。さらに、留守氏の陸奥国統治を保障したのは鎌倉幕府の有する奥州羽州地下管領権であり、大江広元・北条義時らの「陸奥守」就任は鎌倉時代初期におけるその表れと位置付けられた。やがて「陸奥守」は名国司化していくが、

奥州羽州地下管領権を背景とし、陸奥国留守職を有する留守氏が陸奥国全域の統治を行っていたと結論付けた。

第一部・第二部では発給主体に主眼を置いて文書を通覧したが、第三部では文書の持つ機能に主眼を置くこととした。決して第一部・第二部で機能論的視点をもたずに検討を加えたのではないが、ここでは発給主体や文書様式にこだわらず、鎌倉幕府の根本理念である御恩と奉公の関係を文書上にたどることを試みた。その例として、本来は私文書として御恩受給とは直接的な関係を示さなかった和与状や譲状が、公文書として御恩受給と関連していく、文書の性格変化を文書行政上に位置付けることとした。また、一連の奉公が御恩の受給へと向かう様子を示す軍事関係文書を通覧した。

第一章は、和与と譲与安堵に係る文書を考察の対象とした。

鎌倉時代、訴訟当事者間における妥協によって和与がなされた。幕府は訴訟終結のため、両者よりの和与申請後、和与公認の下知状（和与裁許状）を発給している。同時に和与状には担当奉行人が署判を加えて裏封がなされ、ある時からは日付が付されるようになる。一方、嘉元元年（一三〇三）から譲与安堵の方式が外題安堵に変更されている。和与状・譲状はいずれも私文書であり、和与状に担当奉行人が署判を加え、裏封をすることによって公文書化され、同様に譲状も外題安堵がなされることによって公文書としての性格を有するようになる。そこで本章では、この私文書の公文書化という視点から和与状への裏封と譲状への外題安堵との関係を考察した。訴訟当事者間における妥協によってなされた和与の際の和与状には幕府公認のために担当奉行人が署判を加えて裏封がなされた。また、嘉元元年（一三〇三）から譲与安堵の方式が外題安堵に変更されている。私文書の公文書化という視点からこの和与状裏封と譲状の外題安堵には関連性が想定される。本来私文書であった和与状が、奉行人による裏封がなされて返付され、複合文書として公文書的性格を付与されたのに倣い、執権による譲与安堵権掌握を政治的背景として、同じく私文書であった譲状が、外題安堵をうけることによって、複合文書として公文書的性格を付与されたのである。そして、和与状への裏封に、ある時から日付が付されるようになる。和与状への裏封は、今度は逆に、譲状への外題安堵の影響を受けるかたちで、おそらく嘉元年間以後、徐々に日付を記すようになり、文保年間以後は和与公認の日付を必ず記すようになるのである。これによって和与裁許状下付と和与状の公認・返付が同時になされたことがわかる。和与の多くは、地頭の荘園侵略を原因として行われるようになり、時を追うごとに件数は増加したと考えられる。また、譲与安堵も分割相続の進展に伴い、その件数は増加したと考えられる。これら増加する事務処理に対して、一つ一つに下文・下知状を発給していたのでは、幕府は繁忙を極めることになり、裏封や外題安堵といった私文書の公文書化で対応したものと考えられる。鎌倉時代後期以降の御教書の用途拡大と相俟って、文書行政上の変革に伴う措置と言えるであろう。



第二章は、軍事関係文書を考察の対象とした。

漆原徹氏の研究に代表されるように、従来、軍事関係文書は南北朝期以降に関して整理・研究がなされてきた。そこで本章では、これを遡らせて鎌倉時代に関する「機能」の視点から軍事関係文書の分析・整理を行った。鎌倉幕府体制下における、軍勢催促状に始まり、着到状、軍忠状、軍忠の確認のための問状・召文・請文、覆勘状、挙状、感状といった、恩賞給付へと向かう一連の文書を様式や初見の時期などから考察した。文書によっては南北朝期の文書と様式を異にし、その前身と考えられるものもあり、また文書の初見の時期なども鑑みることによって、手続きの発展段階をたどることにもなった。軍兵の出動を命じる軍勢催促状は奥州征伐以後、蒙古襲来・元弘の変などの戦時のみならず、異国警固番役・石築地役の催促といった準戦時、京都大番役の催促という平時にも発給されていた。また謀反人の召し進めなどの治安維持のためにも発給されていたことが確認された。この軍勢催促に応えた着到状は、『吾妻鏡』から奥州征伐の際に着到を上申した文書の存在を推知できるが、着到を了承した旨の文言と証判を加えて、出頭した御家人に返却された複合文書としての着到状は弘安八年（一二八五）の霜月騒動の際のものを初見とする。それ以前の着到注文などの残存から、着到証明としての文書の段階的発展が考えられる。軍忠状は合戦時の戦功を報告し、その認定から恩賞へと結び付く文書であるが、蒙古襲来に際しては戦功報告が口頭申請であったため軍忠状は存在せず、元弘の変の際に文書申請、戦功認定後の証判、返却という複合文書が登場している。ただし、恩賞給付のための戦功認定は蒙古襲来の際にも行われており、合戦における見知証人への問状や召文、請文が残存している。覆勘状は軍勢指揮者から軍役勤仕の証明書として発給された文書として、京都大番役や異国警固番役に際し、さらには蒙古襲来や正中の変、元弘の変といった戦時にも発給されていた。この覆勘状に対し、軍勢指揮者が幕府へ挙達した文書が挙状である。京都大番役に関するものの残存から、鎌倉時代初頭から存在したと考えられる。感状は武士の軍忠に対し、褒賞文言を記した文書として承久の乱以後に確認される。恩賞の給付が前提であるが、給付の先延ばしも想定される文書であった。

以上三部十章構成で、鎌倉幕府発給文書および関連文書の検討を通して、鎌倉幕府の行政機関としての文書行政の諸相を考察し、あわせて鎌倉幕府像の再構築を試みた。

鎌倉幕府は下文と御教書の二系統の文書によって文書行政を開始した。その後、両者の折中と言われる下知状を誕生させ、佐藤進一氏はこの「下知状の発生と盛行は全く北条氏執権政治の発生発展と照応する」と評価した。第一部で検討したように、下文・下知状・御教書の変化は、事毎に執権制の進展を示している。「受給者宛所型下文」の登場は、頼経の將軍職就任に伴うものであり、一通の下知状によって数カ国に及ぶ譲与安堵が行われていたことをうけてであり、下知状の影響をうけるかたちで登場したのであった。しかし、頼経の將軍職就任に伴い「受給者宛所型」という形で下文を復活させなければならなかったことは、執権

が将軍権力を完全には凌駕できていなかったことの表れと言える。また、執権時  
政期・泰時期・経時期に見られた中間様式文書は将軍家袖判下文を意識して文書  
冒頭部を「下」とした下知状と位置付けられ、やはり執権の将軍権力凌駕が意図  
された文書と評価した。さらに下文復活に際し下知状は、下文の用途を限定し、  
下文に留保したはずの安堵・充行にまで用いられ続け、ここに下文中心の文書体  
系は下知状中心の文書体系へと推移していったと言えた。このことは、将軍権力  
を留保しつつも執権権力が伸長していったことを表現していると言えたのであ  
る。加えて、御教書の用途拡大も、その端緒は執権泰時期にあり、やがて下知状  
イコール裁許状という方向性の中で、下知状中心の文書体系は御教書中心へと推  
移していくことになる。執権制の進展はやがて私的な書状系統の御教書中心の文  
書行政へと帰結しようとしていたのである。つまり、下文から下知状へ、下知状  
から御教書へと文書体系の中心が推移していくことに伴って、様々な文書行政上  
の変化が見られ、それが「受給者宛所型下文」の登場であり、中間様式文書の存在、  
御教書の用途拡大といった諸相として現れていたのである。そしてその端緒  
には必ず将軍を意識した執権の存在があり、鎌倉における文書行政の変化は執権  
権力の推移と対応していると言えるのである。

第二部では、六波羅探題、鎮西探題のいずれもが、その発給文書・受給  
文書から関東を凌駕できない、関東に忠実な中間統括機関と結論付けた。  
室町期の鎌倉府は、鎌倉公方が基氏以降世襲ということもあって、京都の  
幕府に対し独自性が強く、歴代の鎌倉公方はあわよくば将軍位を取って代  
わろうという動きも示した。しかし、六波羅・鎮西両探題は北条氏一門から  
その都度任命され、在世中に交代することもしばしばであった。六波羅  
探題・鎮西探題は執権・連署を頂点とする北条氏一門の重要ポストの一つ  
であり、六波羅探題経験者が執権・連署に就任した例もある。そこに、関  
東からの独立を意識する必要性は生じなかったのであり、よってその関連  
文書は両探題の中間統括機関としての性格を自ずと示すものとなっていた  
のである。また、宗頼以降の防長守護は、宗頼の出自の高さからも「長  
門探題」の呼称が想定されていたが、関連文書から「探題」という中間統  
括機関でなかったことが読み解かれ、「長門探題」を否定した。しかし蒙  
古襲来以後の長門・周防の地理的重要性は今更言うまでもなく、歴代守護  
のうち師時・熙時は執権に、時村は連署になっている。このことは防長守  
護の北条氏一族内の政治的地位を示していると言えよう。さらに源頼朝に  
とって、全国統治のための最後の標的となった陸奥国は、奥州羽州地下管  
領権の獲得が大きな意味を有することとなり、「陸奥守」の役割が重要性  
を帯びることとなる。現地の支配は留守氏に一任されることとなるが、鎌  
倉幕府が有する奥州羽州地下管領権が陸奥国の実質的支配を保障し、北条  
重時以降、名国司とはいえ、幕府の有力者が「陸奥守」の官途を得ること  
はその表徴となる。以上各機関等を考察する中で、六波羅探題と関東との  
関係、六波羅探題と西国守護との関係、また鎮西探題の位置付け、その延  
長上において防長守護を探題ではなく、守護と位置付けた。加えて幕府に  
よる陸奥国の統治形態も明らかにした。幕府による地方統治システムを総  
体として捉えるまでには至らなかったが、西国統治を中心に文書の発給・

受給といった行政面から各機関による統治システム、相互関係を分かりやすく示し得たと考える。

第三部は、第一部・第二部とは視点を換え、文書機能を主要論点とし、鎌倉幕府による文書行政の一面を検討した。文書は発給主体や様式によって、その性格付けがなされることが多い。しかし、文書は何のために発給されたのか、そこには何が書き記されているのか、その内容によって如何なる働きをするのか、など機能的な面を軽視して論じることはできない。そこで第三部ではその例として和与状・讓状といった私文書の公文書化、および軍事関係文書を取り上げた。和与状・讓状といった私文書が公文書化されることによって御恩受給と結びついていく。また、一連の軍事関係文書の行き着く先は所領所職の給与といった御恩である。御恩と奉公は鎌倉幕府の存立基盤であり、その一面をこれらの文書上に認めることができるのである。鎌倉幕府の文書行政を考察するには様々なアプローチがあると考えられるが、ここでは二章にわたってその一面を示し得たと考える。

鎌倉幕府は武力集団として出発したのであるが、統治機関となることによって文書による統治を行うようになり、その統治、行政の諸相を残存文書が今に示してくれている。関東からの発給文書は幕府の政治情勢と密接な関係を有しており、文書行政の変化の背後には執権制の推移を見て取ることができた。また、地方統治機関の発給文書・受給文書は地方統治システムを読み解く鍵となり、関東との統治関係を示していた。さらに視点を換えることによって、幕府の存立基盤である御恩と奉公の関係の一面を見出し得たのである。文書によって時々の、そして立場ごとの幕府像が浮かび上がってきたのである。